

日本との比較で学ぶ台湾入門（5）

2つの国の地方自治体

台湾・東海大学政治学系教授 陳 建仁
大阪大学大学院法学研究科教授 北村 亘

日本と台湾における地方自治制度

北村：本連載第1回からずっと全国の統治機構を日本と台湾で比較しながらお話を進めてきました。今回は、地方自治制度にお話を広げていきたいと思います。

日本の地方自治体は二層制です。基礎自治体には市町村があり、それを補完する形で市町村間の調整や国と市町村との調整を担う都道府県があります。東京23区と呼ばれる「特別区」も、2000年代以降は「基礎的な自治体」としての法的な位置づけが与えられ、最近では「市区町村」と言ったりします。が、大阪市や名古屋市などの政令指定都市（後述）にある区はそこには含まれません。東京都港区と大阪市港区は法的には似て非なるものですので、東京都の23特別区以外はここでは含まれません。ごちゃごちゃと言いましたが、日本は、中央政府の下に基礎自治体の市町村と広域自治体の都道府県からなる二層制です。

ただ、日本の人口1億2000万人のうち、4分の1以上が都市部に住んでいます。この点で、日本の大都市制度が生活に持つ意味は大きいです。権限の大きい順に並べると、政令指定都市、中核市、施行時特例市、そしてその他の市町村となります。なお、東京都には、特別区が特別地方公共団体ながらも「基礎的な自治体」とされています。特別区は、都市計画の権限などは一般市や町、村と比べても制限されていますが、保健所を有している点では中核市並みの権限があります。

陳：台湾はやや複雑です。地方自治は、1950年以来、三層制にデザインされて実施されましたが、法制化は、1994年まで待たなければなりませんでした。第一層は、省と直轄市です。第二層は、県と省轄市です¹。第三層は、郷、鎮、県轄市、区です。それぞれ「省市」、「縣市」、そして「郷鎮市区」と略称します。これらの中で、直轄市、県、省市、郷、鎮、縣市、そして山地原住民区は、住民の代表が地域内で行政サービスを提供する地

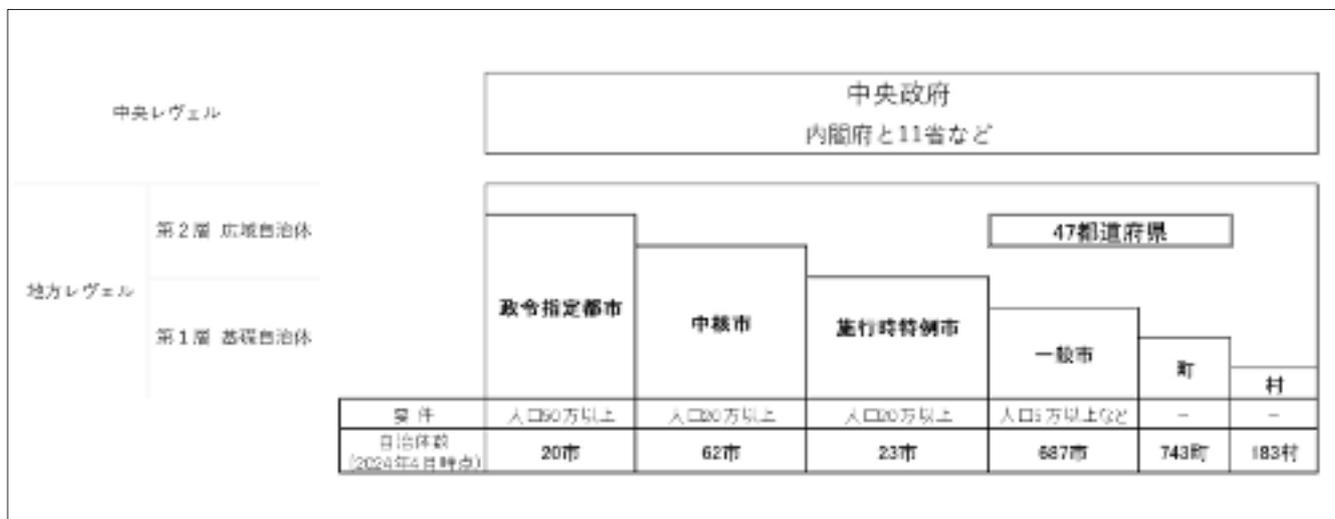


図5-1 日本の地方自治制度

[注記] 日本では基礎自治体を第1層と数え、広域自治体たる都道府県を第2層と数える。

方政府です。

ここでまず触れなければならないのが**台湾省**です²。台湾省は、その行政領域が中華民国の90%の国土、住民数と中華民国の85%の人口に重なるために、20世紀末に「虚級化」（形骸化）されて、いまは少しばかりの名残をとどめている状態です。いわゆる「精省」や「凍省」です。台湾省の本来の権限は、行政院と県市にそれぞれ分割されてしまいました。ただ、「おいしい権限」は政府がとってしまったとよく言われています。例えば、銀行部門、現業部門、港湾部門、土地管理部門などは行政院に移管され、その他の地味な行政事務だけは県と省轄市に移譲されたと言われています。省政府には約13万人の公務員がいましたが、行政院などの行政機関に配置転換されています。

省と同じく第一層の**直轄市**には、住民による直接公選の議会とともに、中央から任命された市長がいて、行政院直轄の出先機関のようでした。1990年代の民主化の結果、直轄市は公法人格が与えられ、「真の地方自治体」となり、議会の議員と同じく市長も直接公選になりました。「人口が125万人以上の、政治、経済、文化、都市圏の中心とされる地域」が直轄市に指定されます。現在、台北市、新北市、桃園市、台中市、台南市、高雄市の6市が該当します。これらの6市は、台湾で一番重要な地方政府です。

第二層の**県と省轄市（市）**は憲法上、地方自治の基本単位の地位としてとられて、「精省」以降、次第に権限強化されており重要性も上がっています。しかし、2010年代の直轄市化運動に伴い、比較的に人口と財政の規模が大きい「**県市**」がほとんど直轄市に昇格されました。残る台湾の**県**は、あえていえば、明治時代の「**郡**」のように、地方政府だけれども実態は薄い存在といえます。台湾全体で13**県**あります。また、現在では「**市**」と呼ばれている省轄市は、基隆市、新竹市、嘉義市

の3市が該当します。

最後の第三層の**郷、鎮、県轄市、区**については、少し複雑です。もともと中華民国憲法は、郷、鎮には自治権限を与えておらず、省轄市の区と同じように単なる県の出先機関でした。しかし、日本植民地時代の制度などを戦後の台湾でもそのまま残してしまって、首長と議員（住民代表）の選挙が行われてきました。したがって、郷、鎮の自治体としての機能は不十分と言わざるを得ないところがあり、基礎自治体優先の原則は当てはまらない場合が多いです。省轄市ほどは大きくないが鎮より大きい自治体として**県轄市（県市）**が1946年から設置されています。直轄市と省轄市には市轄区が設けられて、市長が任命する区長が行政事務を行っています。そして、原住民族自治を維持するために、台湾は、2014年に山地原住民区という制度を新設しました。直轄市や省轄市の下にある区（市轄区）と違って、山地原住民区の区長は、原住民籍で公選されることが特徴です。また、公選の区民代表会（議会）も設置されます（図5-2参照）。

北村：省が実質的にない状態ですから、無理やり日本と比較してみますと、台北市や高雄市のような6直轄市が日本の政令指定都市で別扱いされていて、あとは省轄市か**県**が日本でいう広域自治体の道府県にあたり、郷、鎮、**県轄市**、市轄区あたりが基礎自治体の市区町村みたいな感じでしょうか。

陳：やや乱暴な理解ですが、まあ間違いありません。ただ、図5-1を見ればわかるように、日本では、都道府県の権能のうち、どの程度までが市で特例的に実施しているのかが法令で決められていて、同じ市町村といっても、実は権能が微妙に異なっています。逆に、台湾の場合、図5-2のように郷、鎮、**県轄市**の権限は同じです。ちなみに、山地原住民区は課税権と起債権をもたないために、郷鎮市より所掌の権限が若干少ないです。

1 省轄市は旧称であり、現行の地方制度法では「市」と規定されている。ただ、省轄市のほうが読者にまだなじみがあると思われるため、あえて昔の名称の省轄市あるいは省市をそのまま用いた。

2 実は、台湾省の他に、福建省もあったが、台湾省と異なり統治機構が整備されていなかった。1998年以降「虚省化」し、2019年に予算ゼロになり台湾省も福建省も事実上廃止状態となっている。

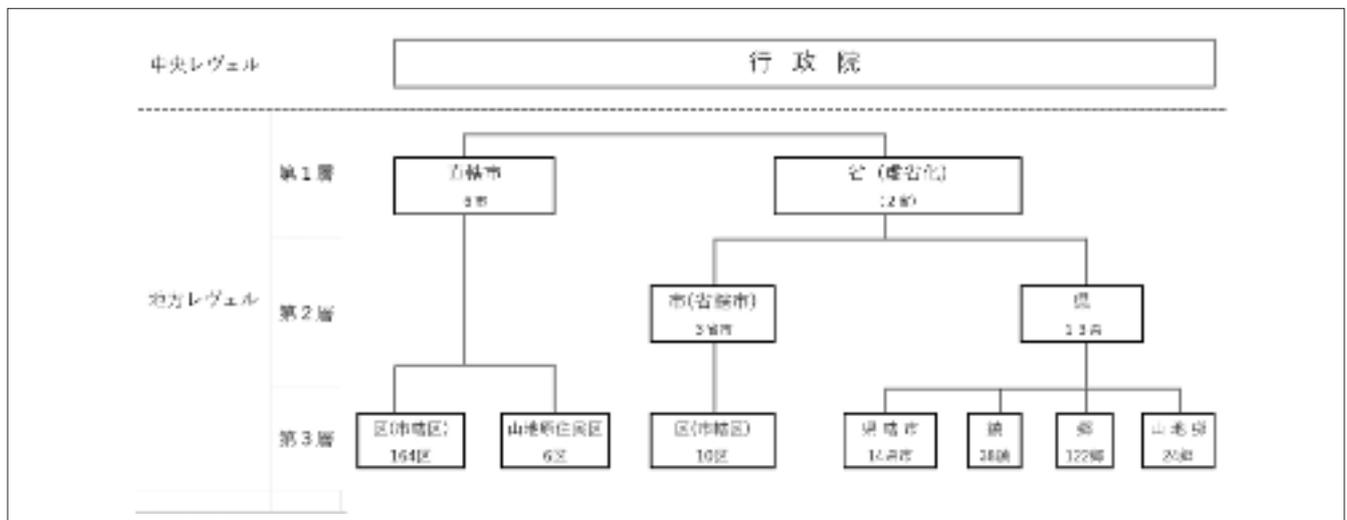


図5-2 台湾の地方自治制度

〔注記〕 第1層から第3層までの順序が日本とは異なる。

北村：では、郷と鎮と県轄市の区別は何なのですか。

陳：もともと歴史的な経緯を受け継いだと書きましたが、いまの郷と鎮は、1950年のデータに基づいて分けられました。当時、鎮のほうが郷よりは繁栄しているところだったようですが、現在では同じだといえます。が、鎮を郷に変えとか、郷を鎮に変えとかは法律的には許されていません。日本では例えば、府と県に差はなく、現在の大阪府と京都府と他の43県との違いみたいなものです。ただ、郷と鎮はともに一旦住民数が10万に達したら、県轄市に昇格することができます。日本の町村が市に昇格するときのように、中心市街地の戸数の比率や都市的業態に従事する世帯人口の比率などの社会経済的な要件はありません。

北村：郷や鎮が県轄市になったら、所轄の事業と予算が増えますか。

陳：いいえ。県轄市昇格のご褒美は、市になることです。そう、それだけです。これで晴れて「市民」になれます。めでたし、めでたし(笑)。

北村：え！！ただ、日本でも、あと数名で人口5万を満たして市になれるという町で、なんと国

勢調査のデータを水増しして職員の逮捕者が出たということもありました。ですので、ステータスを上げたいというような、そういう感情は否定できませんね。ところで、日本には、市町村合併を進める際のアメとして、人口要件を緩和して一気に政令指定都市が20に増えましたね。結果として、昔の政令指定都市は地域を牽引する百万都市だったのに、いまは無理やり11市町村や12市町村で大合併して政令指定都市になったところもあります。それらの中には、百万都市でもなければ、地域を牽引する都市でもないというところもあります。台湾の大都市制度はどうですか。

陳：台湾において、総人口2341万人のうち、約1632万人が6つの直轄市に住んでいます(2024年7月内政部人口統計資料)。人口のおおよそ7割が、台北市(1967年)、高雄市(1979年と2010年)、新北市(2010年)、台中市(同年)、台南市(同年)、桃園市(2014年)のいずれかの市民です³。直轄市となるための法的要件は、人口125万以上ですが、実際、186万人の台南市を除くと直轄市は、230万人を超えます。そのなかで、新北市は404万人を有し、台湾で最大規模

3 台北市と高雄市は、総統の命令で直轄市に移行した都市である。1994年の直轄市自治法によって、市長は中央政府の直接任命から市民による直接公選に変わり、1999年に地方制度法で直轄市の法的根拠が整備された。2010年の県市合併で台中市も台南市、新北市が直轄市となり、高雄市ものに高雄県と合併して改めて直轄市に指定された。2014年に桃園県が桃園市に直轄市に昇格した。

の人口を誇る地方自治体です。

北村：台湾の都市部、それも直轄市への人口集中は凄まじいですね。日本では横浜市が最大の人口規模を誇りますが、それでも377万人です。東京23区の場合、すべてあわせて973万人です（人口最大は94万の世田谷区、人口最小は6万7000の千代田区）。台湾では、直轄市以外の農山漁村は、過疎化で厳しいんじゃないですか。

陳：さきほどもお話ししましたが、台湾には3種類の市があります。それぞれは、直轄市、省轄市（法的にはこれが「市」）、そして県轄市です。日本では市が県の下に置かれ、中国では県が市の下に置かれています。他方、台湾の場合は、県と省轄市が並列に設置されており、権限も地位も同格の扱いです。県轄市も郷、鎮と同格です。直轄市はただただ「別格」です（笑）。台湾省が実質的な存在ではありませんね。

北村：地方自治体間の財政調整は直接に行政院が担うということになるのですか。

陳：直轄市や省轄市などの都市部の自治体は自らの財源を自らのために当然使おうとします。水平的な財政調整制度はありませんので、周辺の県は中央政府からの垂直的な財政移転に依存せざるをえません。にもかかわらず、中央政府の財政移転は人口の集中している直轄市中心になっていますので、周辺の県は財政的に苦しいままです。**重市軽県**の考え方は、**富市貧県**の結果をもたらしました。そのうえ、1998年に省が形骸化したことに伴い、直轄市はいま事実上の最大の広域自治体です。余談ですが、「直轄市自治」という言葉は台湾では憲法用語として知られていますが、その意味は「行政院が直接管轄する都市であるが、そこでは住民自らが統治する」という解離性同一性障害みたいです。日本では「禅問答のようだ」とおっしゃるのでしょうか（笑）。

中央の統制下にあるという法的な建前にもかかわらず、民主化以降、直轄市はますます資源と人材を集めています。いずれも財政的に余裕があり、

自律性が非常に高い政治体になっています。逆に、農林水産業を主とする県は、人口流出と超高齢化の課題に迫られ、財政が日々窮迫し、中央からのあらゆる補助金に依存せざるをえない状況に追い込まれています。結局のところ、「直轄市自治」と「自治県直轄」という皮肉なことになっています。

北村：日本では、大阪市や名古屋市のように中枢性を高め、人口や資源を周辺に提供できるぐらいのメガロポリス化した政令指定都市もありますが、東京圏や大阪圏の近くで急速に衛星都市化している政令指定都市もあります⁴。地域の拠点でもある札幌市や仙台市などは、情報通信技術や交通網の発達によって大企業の支店が閉鎖された結果、かなり中枢性を落としていて、福岡市だけが健闘している状況です。

他方の農山漁村は、少子高齢化から人口の自然減に転じているだけでなく、都市部が減っている若年世代をさらに収奪して社会増を目指しているために非常に厳しい状況になっています。東北地方、中国地方、四国地方、九州地方の農山漁村は行政サービスの供給にも困っているような瀕死の状態です。

陳：2010年から2014年の縣市合併昇格によって、台湾の直轄市も一気に台北、高雄の2市から現在の6市になりました。台湾は、東京都の府市統合モデルに倣って、直轄市を「都」と略称することがあり、直轄市が中心となっている現在を「**六都時代**」と呼ぶこともあります。

北村：日本の政令指定都市も、大都市にふさわしい都市制度として整備されたわけではありません。世界共通で、大都市は自らのリソースを自らの発展のために使いたいと思いますし、広域自治体は大都市と周辺地域との格差是正を行って地域全体の発展を図ろうとします。宿命的な対立関係がある中で、日本でも戦後に横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の5大都市が神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の5府県と完全

4 北村 亘(2024)「岐路に立つ政令指定都市：メガロポリスか衛星都市か」、『中央公論』2月号、74-81頁。

に激突しました。10年近い熱戦と冷戦の末に1956年に5大都市を府県からの独立は認めないが、警察と義務教育を除いて実質的には府県の権能の7割を移譲する政令指定都市という妥協の産物ができたのです。

政令指定都市は、5大都市にとっては当時の妥協は悪夢のようなものでした。しかし、それでも権限としても財源としても特別な扱いを受ける市ですので、他の大都市にとっては憧れの存在になっていきます。結果として、地方都市が政令指定都市に昇格することを夢見て政治的に競い合うことになりました。中央政府も、市町村合併などを推進するためのインセンティブ(要するにアメ)として用いていきます。特に2000年代の合併特例が悲惨で、そこには大都市統治の理念も目標もありません。ただただ合併して人口要件を満たして政令指定都市に移行する都市が相次ぎ、いまや20市もあるのです。11市町村合併や12市町村合併を経て政令指定都市になったものの、中には面積だけがただ広くなって農村地帯が広がる「大都市」や、政府が過疎対策で元本と利子の大部分を負担してくれる過疎債を発行している「大都市」も存在します。

陳：台湾でも、いつか台湾西部の自治体はすべて直轄市になってしまう日が来るのではないかと自嘲気味にいう人もいます。同じですね。

地方自治体を担う人々

北村：統治機構全体の中で地方自治制度を位置付けて考えてみましょう。日本では統治機構の中に「ねじれ」があります。中央政府がウェストミンスター型の議院内閣制を採用している一方で、地方自治体は東京都から小さな村まで共通して二元代表制という一種の大統領制を採用しています。機関対立主義ともいったりしますが、要するに、住民による直接公選首長と直接公選議会が並置されており、首長が予算編制や条例案を議会に提案し、議会が承認したものを首長が執行するという関係にあります。とはいえ、大統領制に少し議院内閣制的な要素を加味しているところも日本の地方自治体の特徴です。図5-3を用いて説明しますと、地方議会から不信任決議をされた首長は地方議会を解散するか自ら辞職するかしなければなりません。また、予算案の提出権は首長にのみ認められていますし、緊急事態のときには首長だけで地方自治体の決定を行うことも許されています。これを専決処分権といいます。こうした事情から、首長優位型の二元代表制（機関対立主義）ともいわれます。

陳：台湾は、日本と同じように二元代表制の地方自治を実施しています。しかも、台湾は、ヨーロッパ大陸諸国の法体系をもつ単一国家として、日本

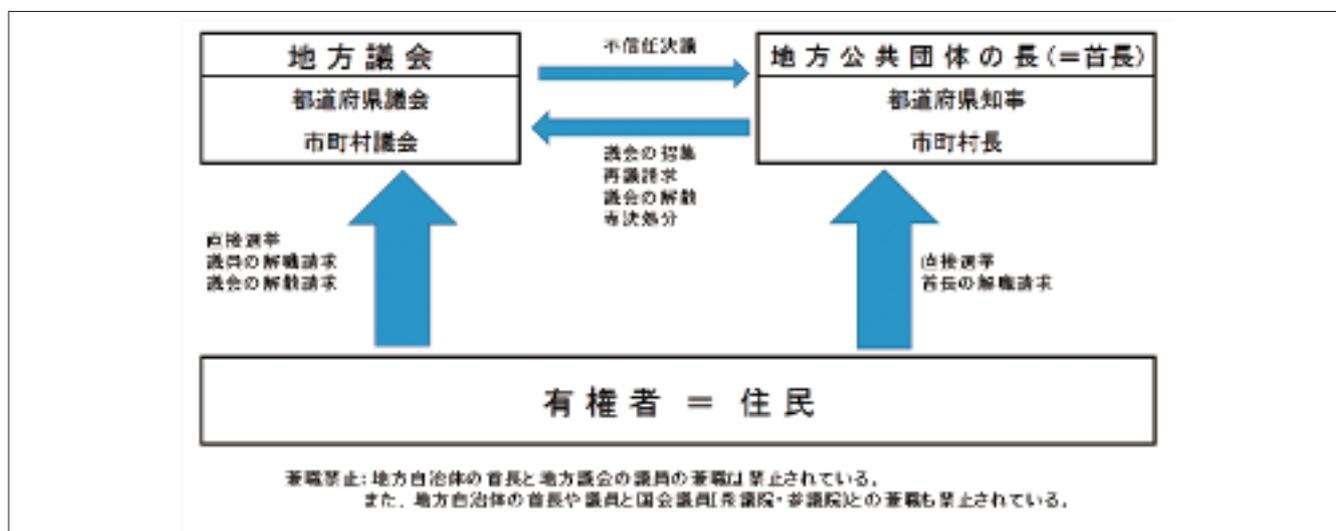


図5-3 首長優位型の二元代表制（日本の例）

と同じ行政優位の市長議会制を採用しています。
北村：ただ、日本の地方自治における首長と地方議会の政治的な関係は、微妙なところがあります。互角とはいきませんが、地方議会も相当の政治的影響力をもっています。地方自治法によると、首長が条例案を提出した場合、地方議会が過半数で否決すると首長には**再議請求権**があります。これは、地方議会に対する拒否権（veto）です。しかし、首長が再議請求を地方議会に求めたとしても、地方議会でさらに3分の2で**再議決**（override）されてしまった場合、首長は地方議会の意向を受け入れるしかありません。ですので、ここでゲーム理論的にいえば「後戻り推論（backward induction）が働き、首長は自らの支持議員が議会の3分の1を最初から確保できない場合は、事実上条例案を提出することすらできないのです。地方議会に過半数の支持議員が支持してくれていれば首長は条例案の成立が確保されますが、3分の1の支持議員がない場合は何もできません。3分の1以上半数未満の支持議員の場合は、首長の政治的な技術次第です。
陳：再議請求権は、台湾で「覆議権」と言います。地方政府レベルの再議は日本の条件と同じですが、中央政府の行政院と立法院の間では2分の1です。話が逆戻りしてすみません。

それにもかかわらず、図5-4が示すように、台湾の地方自治では日本ではほとんどないといってもいい「もうひとつの政治的プレイヤー」がいます。それは、前章で取り上げた「**政務人員**」です。政治的に任命された幹部職員ですね。

日本の場合、住民の直接選挙で選出された首長は、公開競争試験で選抜された地方公務員（事務官）たちを指揮して政策を実施していきます。副知事や副市長村長などの特別職も、ほとんどが管理職の地方公務員から任命されているか、あるいは総務省や国土交通省などの中央官庁からの**出向官僚**が任命されています。ですので、地方自治体では、地方議会を除くと、直接公選の首長と公開競争試験選抜の地方公務員だけで構成されています。日本のある首長経験者は、「落下傘で敵陣の真ん中に降下するようなものだ」と振り返ったと聞きます。

他方、台湾の場合、直轄市の民選市長は、近衛部隊のように政務人員を役所に引き連れ、彼らを**局処長**に任命します。直轄市の市長たちはこうした局処長を通じて事務官を指揮監督しながら、行政事務を推進します。政務人員は政策決定に、事務官は政策実施に分業します。台湾は、しばしば直轄市市長による政治任命の局処長人事を「**小内閣**」と呼ばれます。これらの地方レベルの局処

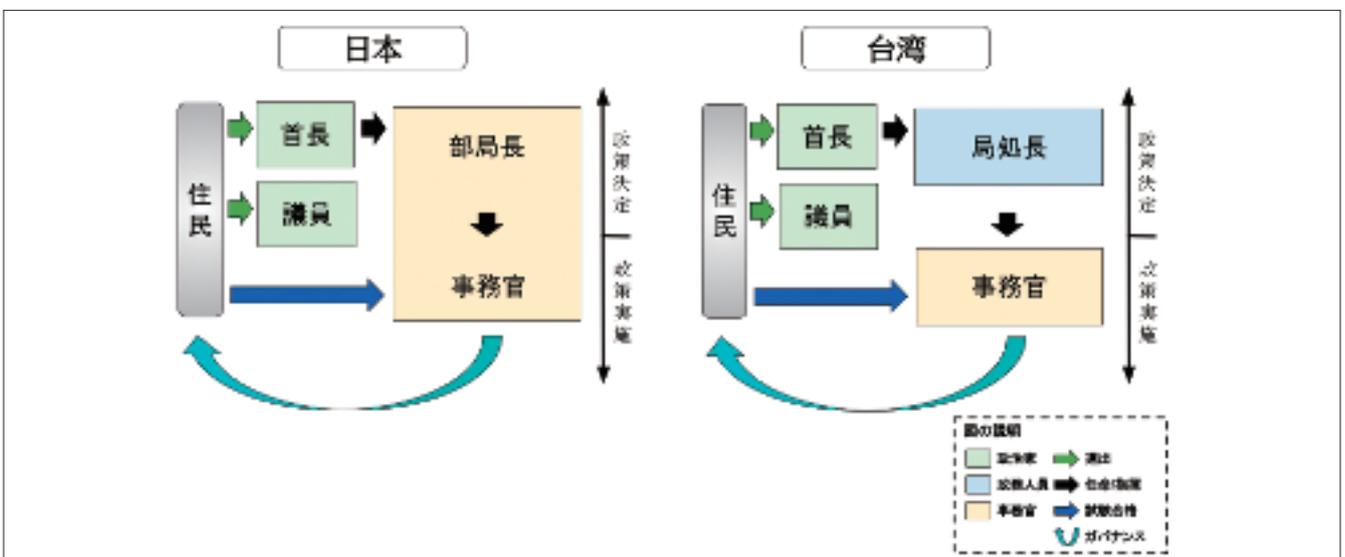


図5-4 日本と台湾の地方自治ガバナンスの違い

長は、経験や実績を重ねていくことで、いつか行政院などの中央政府の部会長の候補者リストに掲載されることになるのでしょうか。

北村：政治的応答性を期待する制度なんですね。もっと端的に言えば、専門性と中立性を重視しがちな事務官への不信感が強いですね。

陳：それは、台湾における民主化のあり方とも関係しているかもしれません。ご承知のように、台湾での民主化は大きな暴動やバリケード闘争はありませんでした。あくまで漸進的な改革の積み重ねでした。その結果、権威主義体制の既得権益層を粛清したり、権威主義体制を支えた官僚を追放したりするというも行われませんでした。そのために、脱権威主義的な政権は、権威主義体制の屋台骨であった官僚機構をどのようにしてコントロールするのかということが、台湾民主化の最初の課題だったのです。権威主義体制での支配階層出身ではない総統あるいは地方の首長にとって行政機関内部に自分の影響力を浸透させるためには政治的任命職で幹部職員を固めるということは政治的応答性の確保のためにどうしても必要なことだったのです。

北村：ということは、地方政府における政務人員は、官僚出身以外が中心なのですか。

陳：そこがややこしいところです（笑）。私たちの研究によれば、直轄市に昇格した台中市において、2010年から2020年までの6割の局処長は、事務官出身でした⁵。そのうち、43%の局処長は中央行政機関の経歴がありました。考えてみれば、たとえば消防局の局長は、専門外の素人に任せるのは非常に大変です。また、財政、水利、農業、税務、運動、環境などの専門職としての局処長などは、やはり事務官が任命されるばかりでした。逆に、民政局局長をはじめ新聞、文化、経済発展、秘書などの局処長は、政務人員がほとんどでした。

北村：台中市の事例では、局処長の中でも事務官

だけが就任するポストと政務人員だけが就任するポストがはっきり色分けされているということですか。

陳：もちろん、どちらともが就任している汽水的な局処のポストもあります。本当のところ、誰が政務人員になるかについては、法律の規定がありません。でも、実際、市長たちは、前例踏襲で局処長の人事を行うことが暗黙のルールのようになっています。ここで波風を立ててしまうと、その後の政権運営に支障が出てしまい、再選または別の公職に出馬するのは難しくなってしまうかもしれません。

中央行政機関には、大学教授が政務人員として行政に送り込まれることが多いのですが、台中市の歴代市長たちに関して言えば、大学教授を政務人員にすることが好まれていないようです。わずか6.4%です。そのなか、教育局、交通局、および社会局の局長は、主に大学教授が「借調」（出向）します。

北村：勝手な推測ですが、中央政府の政務人員に占める大学教授の比率は、地方政府と比べたら高いのかもしれませんが。たぶん行政院の各部などでは政策の立案が多く、地方政府では政策の実施がどちらかといえば多いからかもしれません。ここでは専門知よりも経験知が必要な場面が多いようにも思えます。

陳：私もそう思います。

地方から中央へ

陳：ところで、いま台湾政治を冷静に考えてみると、今後、総統選挙に出馬しようとする政治家は、直轄市市長としての政治的経験が必要なのではないかと思えてきます。実際に、直轄市政府はもはや総統の養成学校になりつつあります。その話を掘り下げるまえに、いくつの日台の地方自治の差異を取り上げたいです。

5 陳建仁、黃信達、王士胤、2023年3月、「專業或忠誠？民主治理下的地方一級機關首長任用條件分析」，《臺灣民主季刊》，第20卷，第1期，pp.1-56。

第1に、台湾の地方自治体の首長は任期制限があり、2期8年で退任しないとはいけません。日本の場合は、任期制限が法律的にはないのですよね。

第2に、日本において、地方議会の首長不信任議決により、首長が自らの失職か議会解散かの二択一に迫られますが、台湾はそのような制度的設計がありません。台湾において、首長と議会の衝突回避の装置は、中央からの斡旋、調停、および仲裁というルートのみです。

第3に、台湾の地方議会は、域内の立法権ともいべき条例制定権をもつ日本とは異なり、完全な立法権をもちません。以前にお話したように、行政監督権は監察院に掌握されています。つまり、中央にある監察院は、遠距離で地方行政機関に対する調査かつ検査を行います。

第4に、台湾における地方自治体の廃置分合を行うことができません。なぜなら、いまだに地方自治体の行政区域に関する法律が国会に可決されていません。おそらく、この状況はこれからも続くでしょう。

最後の第5点目ですが、日本の地方公務員は、各自治体で実施される採用試験によって採用されていますが、台湾では、地方公務員は地方特考という国家の統一試験によって採用されます。この試験は、言うまでもなく考試院が実施しています。

北村：表面的には、日本と台湾の地方自治は概して似ていると思っていましたが、よくよく見てみると、細部ではかなり異なっており、そうした違いが全体に影響を与えていく感じがよくわかります。

特に、陳先生が問題提起されている直轄市長経験が総統選挙で重要ということであれば、直轄市長の経験が重要かどうかはまだ私にはわかりませんが。しかし、先生のご指摘の5つの点から、直轄市長が総統選挙を目指す政治的環境があるということもよくわかりました。特に、多選の話であれば、日本では多選を繰り返してずっと地方の殿様みたいになっておられる知事もおられます。2000年の地方分権一括法以来、巨大な権限をもつ知事が政治家のゴールのひとつになっています。かつては参議院議長が知事を務めたこともあ

りますし、大臣経験をもつ国会議員でも都道府県知事に出馬する政治家が増えています。ちなみに、多選の現時点での記録を振り返りますと、知事で多選記録があるのは石川県の知事（在任1963-94年）と奈良県の知事（同1951-1980年）で、いずれも8選されました。ちょっと脱線しますが、過去を振り返ると市長での記録は大阪府貝塚市長（同1970-2010年）の10選、町村長では高知県芸西村（旧西分村）長（通算任期1947-1996年）の13選があります。1期4年ですから単純に考えても40年近く首長の座にいたということになり、まさに殿様状態ですね。

陳：なぜ、地方で力をもつ首長が総理大臣や大臣を目指さないのですか。

北村：なぜでしょうね（笑）。でも、日本の地方自治体は、いまや権限強化されており、外交、防衛、年金以外の行政サービス供給のあり方を左右できる立場にあります。域内限定ながらも多数の職員を率いて地域社会を統治運営することは政治家冥利に尽きるのかもしれませんが。私的な経験で申し上げますと、私が国会の中で大臣にお目にかかったときに、秘書官などわずか数名を引き連れて歩いておられましたが、たまたま参考人質疑で国会に来られたというある県の知事は10名以上の秘書や随行職員を連れて歩いておられて、まさに大名行列のようでした。控室にも入りきれずに部屋の外で随行の職員さんたちはお待ちだったのが印象的でした。道路の開通式のテープカットでも国会議員ではなく知事が真ん中に立っておられることも少なくありません。こういうのは、政治家の方々の権力欲をくすぐるのではないのかな、と内心で思いました。

陳：そうですね、日本の知事の権力ってすごいですね。

北村：知事に限らず、市町村長も含めて、地方自治体の首長はだいたい2選を越えたら、地域限定ながらももう誰も止めることができないぐらいの権力者に変容されるような気がします。

陳：では、日本でいま一番民意、いや一番得票数が多い地方政治家といたら誰になりますか。

北村：票数だけでいえば、最大の人口を誇る東京都の知事です。そう、2024年7月に再選されたばかりの東京都知事の小池百合子です。彼女は、参議院議員として1992年7月に当選した直後の1993年7月に衆議院議員に鞍替え当選し、環境大臣や防衛大臣などを歴任した大物政治家です。女性初の総理大臣を目指して自民党総裁選挙にも出ています。東京都知事選挙には2016年7月の初当選のときには291万票、2020年7月の再選のときには366万票、そして2024年7月の3選のときには292万票を得ています。

陳：では、彼女は総理大臣になれますか。

北村：いや、それは難しいでしょう。1952年生まれで高齢なことや彼女の政治信条や経歴、理念などは別としても、日本ではまず衆議院議員になることが最低条件とみなされています。いくら地方選挙で個人的に大量得票しても、彼女を支持する衆議院議員を全国に擁立して特別国会での首班指名選挙（国会議員による選挙）に勝ち抜かないといけません。ですので、地方選挙での個人得票の多さでそのまま首相というわけではありません。

知事経験者で首相になったのは熊本県知事だった細川護熙さん（首相在任1993-94年）だけはないかと思います。彼も、日本新党を結党して国政選

表5-1 総統副総統候補者の地方首長経歴

氏名	党籍	地方首長の経歴	選挙 (*は当選)
李登輝	国民党	台北市市長、台湾省主席	1996年総統*
連戦	国民党	台北市市長、台湾省主席	1996年副総統* 2000年総統 2004年総統
林洋港	無党籍	南投県県長、台北市市長、 台湾省主席	1996年総統
陳水扁	民進党	台北市市長	2000年総統* 2004年総統*
呂秀蓮	民進党	桃園県県長	2000年副総統* 2004年副総統*
宋楚瑜	無党籍 親民党	台湾省省長	2000年総統 2004年副総統 2008年総統 2012年総統 2016年総統
許信良	無党籍	桃園県県長	2000年総統
馬英九	国民党	台北市市長	2008年総統* 2012年総統*
謝長廷	民進党	高雄市市長	2008年総統
蘇貞昌	民進党	屏東県県長、台北県県長	2008年副総統 2012年総統
吳敦義	国民党	南投県県長、高雄市市長	2012年副総統*
蘇嘉全	民進党	屏東県県長	2012年副総統
朱立倫	国民党	桃園県県長、新北市市長	2016年総統
賴清徳	民進党	台南市市長	2020年副総統* 2024年総統*
韓國瑜	国民党	高雄市市長	2020年総統
侯友宜	国民党	新北市市長	2024年総統
柯文哲	民衆党	台北市市長	2024年総統

*色掛けは、総統選挙での勝利者

挙で仲間を増やしていくという地道な努力をしないわけにはいきませんでした。ただ、細川さんはその後、2014年2月の東京都知事選挙に首相経験者としては初の出馬だったのですが、惨敗しました。

陳：なるほど、でも、台湾は違います。もし、地方選挙で圧倒的な得票を獲得することができたのであれば、それは、まさに「総統選の切符」を手に入れることを意味しています。中でも、直轄市の市長は別格扱いで、「将来の総統」とみなされることもしばしばです。

北村：というと、台湾の直轄市で最も人口が多い新北市の市長が総統になれる可能性が一番高いという意味ですか。

陳：いや、いや、新北市市長出身の総統はまだいませんね。2016年1月、国民党から総統選挙に出馬した朱立倫は落選しました。表5-1に見ればわかるように、1996年の初の直接公選となる総統選挙以来、蔡英文以外の総統は、地方自治体の首長経験があります。蔡英文も総統選出馬前に、実は2010年に新北市の市長選挙に出馬して朱立倫に負けたという黒歴史があります。特に、首都の台北市とすでに形骸化された台湾省の首長の経歴が目立ちます。

北村：ただ、「台北市の市長経験があれば盤石」と思われていたのですが、2016年以降は「総統選での指定券」ではなくなっているようですね。

陳：それは2010年代の「六都時代」の台頭に関連するかもしれません。かつてとは異なり、人口規模で見た場合、6直轄市の中で台北市は、新北、台中、高雄の各市の後塵を拝して4位に甘んじています。しかも、人材や投資も台北市から他の地域に流出しています。「重北軽南」と呼ばれた地域間格差は是正されつつあります。

北村：総統候補の地方自治での経験をもう直近の総統選挙で見たときにはどうなりますか。

陳：2024年総統選の3人の立候補者でいえば、勝者である頼清徳は唯一南部の台南市長です。侯友宜と柯文哲はそれぞれ新北市と台北市の市長であり、地域の視点で見れば台北市と新北市を中心とした大都市圏でもある「台北都会圏」の票が分

散し、人口が増加中の台中から南部にかけての地域の票に負けてしまったと言えるかもしれません。

頼清徳のキャリアは、医師から立法院委員（国会議員）、そして台南市市長を経て、蔡英文総統の下で行政院院長に任命され、副総統を経て総統に就任しました。台湾では、政治家としての完成度が一番高いといえるかもしれません。柯文哲は、医師からいきなり台北市市長に当選し、民衆党を創設して総統選に出馬しました。一般人から政治家までの変身は10年足らずで、既得権に染まっていないことが有権者の期待を集めた政治家の代表と言えます。

2人の医師出身の候補者に対して、侯友宜は完全なる公務員の出身です。もっと正確に言うと、侯友宜は警察官出身で、出世コースで台北市警察局局长、警政署署長（警察庁長官に相当する）、警察大学校長に登り、その後新北市副市長に異動し、市長選挙でも2回も勝利しています。彼は、事務官から、政務人員を経て、そして政治家になるルートの代表です。いずれにせよ、直轄市市長の経歴が総統選の重要な条件ということは、間違いないです。

北村：日本の場合、首相になる条件は、やはりできるだけ若い段階で衆議院議員に当選し、当選を重ねていく中で内閣の国务大臣や与党の役職を歴任することでしょうね。だからこそ、出馬の条件が整っている世襲議員たちが多くなってしまいます。地方自治体の首長の経歴が首相になる要件になることは、しばらくはなさそうです。

陳：では、最後に、独断と偏見で、私が予言してみます（笑）。次の総統も、またどこかの直轄市市長の経験者になるでしょう。そのために、2026年の地方選挙は、2028年の総統選の前哨戦と言っても過言ではありません。

北村：その予言が当たっているのかどうか、4年後にわかりますね。地方自治の話は台湾の日常生活を考える上で必要なもので、また改めて触れたいと思います。次回は、台湾と日本の公務員の人事システムを比較しましょう。